

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年3月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250306	株式会社 グリーンカーゴ (法人番号 9380001020604) 代表者皆川 道雄	福島県喜多方市塩川町諏訪町一丁目118番地	本社営業所	福島県喜多方市塩川町諏訪町一丁目118番地	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和6年11月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20250310	株式会社 幸翔運輸 (法人番号 7400001008268) 代表者大畑 正幸	岩手県久慈市夏井町鳥谷第9地割11番地1	本社営業所	岩手県久慈市夏井町鳥谷第9地割11番地1	輸送施設の使用停止(240日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年10月24日及び11月6日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反【不実記載】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反【不実記録】(安全規則第9条)、(6)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	24	24
20250310	三光運輸 株式会社 (法人番号 5400001003840) 代表者藤原 和芳	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地32番地17	本社営業所	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地32番地17	輸送施設の使用停止(210日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年11月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録の改ざん】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反【不実記録】(安全規則第9条)、(6)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	21	21
20250310	株式会社 塙商事 (法人番号 7380001023071) 代表者塙 忍	福島県東白川郡矢祭町大字中石井字岡下128番地1	本社営業所	福島県東白川郡矢祭町大字中石井字岡下128番地1	輸送施設の使用停止(30日車)	法第17条第3項	令和6年10月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等(法第17条第3項)	3	3

20250313	株式会社 羽沢建材 (法人番号 6410001006825) 代表者羽澤 貞二	秋田県大館市比内 町笹館字小森山24 番地9	本社営業所	秋田県大館市比内町笹 館字小森山24番地9	文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年11月11日及び12月19日、監査方針を端緒 として監査を実施した結果、4件の違反が認められ た。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規 則第3条第4項)、(2)運転者等台帳の作成義務違 反【5名以下作成なし】(安全規則第9条の5第1 項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反【記載事項 等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20250314	株式会社 仙台睦 (法人番号 8370001041263) 代表者昆野 伸二	宮城県仙台市宮城 野区中野5丁目8番 地16	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 中野5丁目8番地16	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第17条第4項	令和6年9月18日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認め られた。(1)点呼の記録義務違反(安全規則第7条 第5項)、(2)点呼の記録義務違反【不実記載】(安 全規則第7条第5項)(3)運転者の指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者及び 高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安 全規則第10条第2項)、(5)初任運転者及び高齢運 転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規 則第10条第2項)	1	1
20250319	株式会社 和起 (法人番号 3380001006939) 代表者渡邊 和成	福島県郡山市喜久 田町字上尾池51番 33	本社営業所	福島県郡山市喜久田町 字上尾池51番33	輸送施設の使用停 止(100日車)及び 文書警告	法第8条第1項、法 第17条第4項	令和6年11月8日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、5件の違反が認められた。(1)事業計 画に定めるところに従う義務違反(法第8条第1 項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規 則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(安全規 則第8条)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)	10	10
20250321	株式会社 ヘストワーク (法人番号 8370001038904) 代表者高橋 明	宮城県石巻市あゆ み野3丁目2番地11	本社営業所	宮城県石巻市あゆみ野 3丁目2番地11	文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和7年2月6日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	0	0
20250326	弘容通商 株式会社 (法人番号 2120001063701) 代表山本浩司	大阪府大阪市北区 中崎西2丁目4番12 号	仙台営業所	宮城県柴田郡村田町村 田字西ヶ丘3番7号	文書警告	法第17条第4項	令和7年1月21日及び2月7日、監査方針を端緒とし て監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条 第1項)	0	0

20250326	羽後運送 株式会社 (法人番号 4410001000680) 代表者一戸 幸恵	秋田県秋田市向浜1 丁目5番16号	本社営業所	秋田県秋田市向浜1丁 目5番16号	文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年11月22日及び令和7年3月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20250327	有限会社 三浦運送 (法人番号 2410002007999) 代表者三浦 孝昭	秋田県雄勝郡羽後 町西馬音内字中野 153番地5	本社営業所	秋田県雄勝郡羽後町西 馬音内字中野153番地 5	文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和7年2月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20250328	奥通 株式会社 (法人番号 3380001030336) 代表者木戸 健二	岩手県胆沢郡金ケ 崎町三ヶ尻鎌田東1 番地の13	本社営業所 (現:福島営業 所)	福島県二本松市油井字 宮下2番地	輸送施設の使用停 止(180 日車)及び 文書警告	法第8条第1項、法 第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年8月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	18	18

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。